

## 別添3 新規需要創出事業

### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、一般社団法人日本畜産副産物協会とする。

### 第2 事業の内容

事業実施主体は、外食産業での需要が低下している国産内臓の利用拡大を図るため、次の1及び2の取組を実施するものとする。

#### 1 新規需要開拓支援事業

国産内臓を主な原材料とする調理済み製品であって、食品製造事業者又は小売事業者向けのものの開発等

#### 2 畜産物の需要安定対策推進

事業の円滑な推進を図るために必要な会議の開催、調査・指導等

### 第3 事業の実施

#### 1 新規需要開拓

第2の1の新規需要開拓の対象となる国産内臓を主な主原料とする調理済み製品は、次の(1)及び(2)の要件をいずれも満たすものとする。

##### (1) 国産内臓

国内においてと畜された牛又は豚に由来する内臓のうち、胃（牛の第一胃は除く。）、子宮、腸、心臓又は肝臓の部位を使用したものであること。

##### (2) 調理済み製品

次のア及びイを満たすものであること。

ア 惣菜・弁当等の調理食品であって、レトルトパウチ食品、冷凍食品及びチルド食品であること。

イ 過去に製造又は販売した実績がある製品と同一又は類似の製品ではないこと。

#### 2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。

なお、委託により調理済み製品の開発を行う場合は、委託先において1の要件を満たすようにしなければならない。

### 第4 機構の補助

機構は、予算の範囲内において別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

### 第5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和4年度とする。

## 第6 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号のウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業（新規需要創出事業）補助金交付申請書を作成し、理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号のウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業（新規需要創出事業）補助金交付変更承認申請書を作成し、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 年度の事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号のウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業（新規需要創出事業）概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 第7 事業の実績報告

事業実施主体は、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号のウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業（新規需要創出事業）実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

## 第8 事業の推進指導等

事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県・関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

## 第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1 事業実施主体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に

地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 事業実施主体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号のウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業（新規需要創出事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は不明な場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第10 帳簿等の整備保管等

1 事業実施主体は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

## 第11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるところによる。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>1 新規需要開拓支援事業</p> <p>(1) メニュー開発費</p> <p>(2) 製品試作費</p> <p>(3) 展示会等開催費</p> <p>2 畜産物の需要安定対策推進</p>	<p>調理済み製品の開発に要する経費 (原材料費、委託費等)</p> <p>開発した調理済み製品の試作に要する経費 (小ロットでの製造費、原材料費、委託費等)</p> <p>試作した調理済み製品の試食展示会の開催に要する経費 (展示会出展費、資料印刷費、委託費等)</p> <p>1の事業の円滑な推進のために行う指導、調査等に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

別紙様式第1号

令和 年度ウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業（新規需要創出事業）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおりウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業（新規需要創出事業）を実施したいので、ウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業実施要綱別添3の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙「新規需要創出事業実施計画」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他 ( )	
1 新規需要開拓支援事業 (1) メニュー開発費 (2) 製品試作費 (3) 展示会等開催費	円	円	円	
2 畜産物の需要安定対策推進				
合 計				

注 事業の一部を委託して実施する場合には、委託先及び委託費を備考欄に記入すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙 新規需要創出事業実施計画

1 新規需要開拓支援事業

(1) 取組内容

調理済み製品名	開発内容

注1：開発する調理済み製品が、過去に製造又は販売した実績がある製品と同一又は類似の製品ではない根拠を記載すること。

2：委託により実施する場合は、委託先及び委託する内容を記載すること。

(2) 年間スケジュール

(3) 費用内訳

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
①メニュー開発費				
②製品試作費				
③展示会等開催費				
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、項目毎に具体的な内容記載すること。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

3：委託により実施する場合は、委託先及び委託費を備考欄に記入すること。

2 畜産物の需要安定対策推進

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

別紙様式第2号

令和 年度ウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業（新規需要創出事業）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業（新規需要創出事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、ウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業実施要綱別添3の第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由及び内容
- 2 変更する事業の内容  
別紙様式第1号の記の2に準じて作成すること。
- 3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他 ( )	
1 新規需要開拓支援事業 (1) メニュー開発費 (2) 製品試作費 (3) 展示会等開催費	円	円	円	
2 畜産物の需要安定対策推進				
合 計				

注 変更部分を二段書にし、変更前を括弧書で上段に記載すること。



4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

別紙様式第3号

令和 年度ウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業（新規需要創出事業）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業（新規需要創出事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、ウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業実施要綱別添3の第6の3の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ⑤	今回 概算払 請求額 ⑥	令和 年 月 日ま で予定出 来高 (⑤+⑥) /②=⑦	残額 ⑧= ②-⑤-⑥
	事業費 ①	機構 補助 金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/① =④				
	円	円	円	円	%	円	円	円	円
合計									

注 それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

金融機関名及び支店名  
振込口座種類及び口座番号  
口座名義人

別紙様式第4号

令和 年度ウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業（新規需要創出事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業（新規需要創出事業）について、下記のとおり実施したので、ウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業実施要綱別添3の第7の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の記の2に準じて作成すること。ただし、計画を上段に括弧書で記載し、下段に実績を記載するものとする。

3 事業に係る精算額

区 分	交付決定		事業実績		既概算払 受領額 ⑤	差引 精算払 請求額 ⑥= ④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④		
1 新規需要開拓支援事業 (1) メニュー開発費 (2) 製品試作費 (3) 展示会等開催費	円	円	円	円	円	円

2 畜産物の需要安定対策 推進						
合 計						

4 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 振込先

金融機関名及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

別紙様式第5号

令和 年度ウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業（新規需要創出事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定のあったウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業（新規需要創出事業）補助金について、ウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業実施要綱別添3の第9の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。  
（返還がある場合、記載すること））

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金額の確定通知額)	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資

料も併せて提出すること)

・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

( )

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

( )

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等の売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料